

令和5年12月7日（木曜日）

○出席議員（13名）

議 長	七 田	満 男	君		7 番	恩 道	正 博	君
1 番	中 村		聡 君		8 番	北 川	悦 子	君
2 番	土 屋	克 之	君		9 番	夷 藤		満 君
3 番	西 尾	雄 次	君		10 番	清 水	文 雄	君
4 番	磯 貝	幸 博	君		11 番	中 川		達 君
5 番	川 口	正 己	君		12 番	南	守 雄	君
6 番	生 田	勇 人	君					

○説明のため出席した者

町 長	川 口	克 則	君		町民福祉部住民課長 兼環境管理室長	川 本	静 絵	君
副 町 長	上 出	孝 之	君		町民福祉部 子育て支援課長	吉 田	真理子	君
教 育 長	桐 山	一 人	君		町民福祉部保険年金課担当課長 兼保険年金課保健センター所長	前 田	理 子	君
総 務 部 長	松 井	賢 志	君		町民福祉部福祉課担当課長 兼福祉課地域包括支援センター所長	上 前	久美子	君
総務部担当部長 (税務担当) 兼税務課長	北 野		享 君		町民福祉部 福祉課長	秋 田	博 之	君
町民福祉部長 兼保険年金課長	助 田	有 二	君		都市整備部 企画課長	奥 田	隆 幸	君
町民福祉部担当部長 (住民・子育て支援担当)	中 川	裕 一	君		都市整備部 地域産業振興課長	宮 崎	重 幸	君
都市整備部長 兼北部開発推進室長	上 前	浩 和	君		都市整備部地域産業振興課 担当課長兼観光振興室長	長谷川	万里子	君
都市整備部担当部長 (企画・地域産業振興担当)	宮 本	義 治	君		都市整備部都市建設課長 兼北部開発推進室長補佐	渡 辺		崇 君
都市整備部担当部長 (上下水道担当)	神 農	孝 夫	君		都市整備部 上下水道課長	四月朔日	松英	君
教育委員会教育部長	上 出	勝 浩	君		会計管理 者兼会計課長	福 島	誠 一	君
消防本部消防長	重 島	康 人	君		教育委員会教育部長 学校教育部長	法 利	康 博	君
総務部総務課長	山 田	卓 矢	君		教育委員会教育部文化スポーツ課長 兼図書館長兼男女共同参画室長	中 村	友 和	君
総務部総務課担当課長 (人事秘書担当)	安 下	美智子	君		消防本部消防署長 兼消防課長	中 本		潤 君
総務部財政課長	北	正 樹	君					

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長 堀川 竜一 君 事務局 書記 中村 円香 君
事務局 参事兼次長 川端 誠矢 君

○議事日程（第2号）

令和5年12月7日 午前10時開議

日程第1

議案一括上程

議案第55号 専決処分の承認を求めることについて〔令和5年度内灘町一般会計補正予算（第4号）〕から

議案第73号 内灘町体育施設（総合体育館等）の指定管理者の指定についてまで

日程第2

町政一般質問

10番 清水 文雄

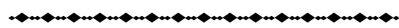
4番 磯貝 幸博

8番 北川 悦子

7番 恩道 正博

3番 西尾 雄次

2番 土屋 克之



午前10時01分開議

○開 議

○議長【七田満男君】 皆様、おはようございます。

傍聴席の皆様には、本会議の傍聴にお越しをいただき、誠にありがとうございます。

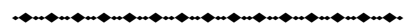
本日は、町政に対する一般質問を行います。初めに、傍聴の皆様にお願ひ申し上げます。本会議場では、携帯電話を鳴らすことのないようお願い申し上げます。

議員が質問している際は静粛にしてください、立ち歩いたり退席しないようお願い申し上げます。

また、撮影や録音はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は、13名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、こ

れより本日の会議を開きます。



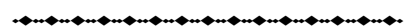
○諸般の報告

○議長【七田満男君】 本日の会議に説明のため出席をしている者は、5日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。



○議案一括上程

○議長【七田満男君】 日程第1、議案第55号専決処分の承認を求めることについて〔令和5年度内灘町一般会計補正予算（第4号）から議案第73号内灘町体育施設総合体育館等の指定管理者の指定についてまでの19議案を一括して議題といたします。



○質疑の省略

○議長【七田満男君】 各議案に対する提案理由の説明は、既に聴取しております。

民などから上がったことを受けて、11月15日に暫定的な措置として新たな制度を導入しておりますし、既に5日の議会開会に当たって、副町長が入札制度を改め、応札するまで誰も価格を確認できない変動型にするという方針を示しているのであります。

私は、このように他の市、町で起きた事件であっても、今、我が内灘町の住民からも町行政に対して一層の入札に対する透明性と公平性、そして綱紀肅正が求められているのが現状だと認識をいたしております。

一昨年の金沢市、そして今回の志賀町の事件を対岸の火事とは思わず、他山の石として我が内灘町の建設工事の入札制度にしっかりとした対策を取っていくことが必要であると思っております。

このような立場に立って、町建設工事の入札制度について質問をいたします。

最初に、制限付一般競争入札と指名競争入札の年度別件数と平均落札率をお聞きをいたします。

○議長【七田満男君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 皆様、おはようございます。

さて、県内におきましては、先月29日に早くもインフルエンザ警報が発令され、全国的にも季節性インフルエンザが流行の兆しを見せております。

また、昨日も咽頭結膜熱、いわゆるプール熱の警報も発令されたところでございます。

今後さらなる流行の拡大や新型コロナウイルス感染症との同時流行に注意が必要でございます。

町民の皆様におかれましては、小まめな手洗い、うがいを行うなど感染予防対策の徹底をお願いいたします。

これからますます寒くなりますが、どうぞご自愛いただき、輝かしい新年をお迎えくださいますようお願いを申し上げます。

それでは、清水議員の一般質問にお答えいたします。

過去3年間の工事及び制限付一般競争入札と指名競争入札の件数及び平均落札率につきましては、令和3年度は、制限付一般競争入札が8件、指名競争入札が58件、平均落札率は94.32%です。令和4年度は、制限付一般競争入札が11件、指名競争入札が67件、平均落札率は94.60%です。令和5年度は、11月末までですが、制限付一般競争入札が4件、指名競争入札が57件、平均落札率は92.76%でございます。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 10番、清水文雄議員。

○10番【清水文雄君】 それでは2つ目に、最低制限価格と同額の件数、そしてくじ引による落札決定件数をお聞きをいたします。

○議長【七田満男君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

工事における最低制限価格と同額の入札件数につきましては、令和3年度、4件、令和4年度、6件、令和5年度は11月末までですが、6件でございます。

また、くじ引による落札決定件数につきましては、令和3年度は1件、令和4年度は5件、令和5年度は11月末までですが3件でございます。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 10番、清水文雄議員。

○10番【清水文雄君】 それでは3つ目に、町として町内業者の育成の取組についてお伺いをいたします。

この質問は、町が向粟崎小学校大規模改修工事（I期）で町内事業者の育成などを理由として特定建設工事共同事業者（特定JV）による発注を実施をしたことから、これは工期が来年の1月30日までと変更になっており、まだ工事期間中ではございますけれども、その成果と課題について、町事業者の育成という

成果と課題についてお聞きをするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長【七田満男君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

特定建設工事共同事業体での施工につきましては、大規模かつ技術難易度の高い工事の際に安定的な施工を確保するなど成果があり、県内においては多くの自治体で採用されております。

今回の向粟崎小学校大規模改修工事（Ⅰ期）に関し、元請となりました町内事業者によりまして、公共工事における施工管理手法などで学ぶことが多く非常に勉強になっているとのことで、町内事業者の育成にもつながるものと考えております。

また、一般的な課題といたしましては、共同企業体での施工では複数の事業者が関わることによる事業者間の調整等が課題であると言われておりますが、今回の向粟崎小学校大規模改修工事（Ⅰ期）につきましては、事業者間の調整もスムーズに行われており、課題はないと捉えております。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 10番、清水文雄議員。

○10番【清水文雄君】 それでは4点目に、2021年9月会議で、私は金沢市での事件を受けて町工事の入札に最低制限価格の変動型導入への入札制度の見直しを提案をいたしました。町長は、「近隣自治体において官製談合が発生したことを受け、変動型などへの制度の見直しについては他の自治体の事例などを参考に今後検討してまいります」、そのような答弁でございました。

一昨年の金沢に続く今回の志賀町の事件を受けて、他の多くの市町自治体の変動型の導入の方針を示しております。

町長の変動型への見直しの考えを改めて伺いをいたします。

○議長【七田満男君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

町では、建設工事の入札について最低制限価格制度を採用し、最低制限価格の決定者は工事を発注する所管部長となっております。

また、決定した最低制限価格については、入札を執行するまでの間、外部に漏れることのないよう厳重に保管しております。

しかしながら、今般の志賀町での事件を受け、行政が行う入札には、より公正性や透明性が求められており、県内各市町におきましても変動型最低制限価格制度導入が進んでおります。

町としましても、より公正性や透明性が高い入札制度にするため、変動型最低制限価格制度について、これちょっとシステムの改修とか期間も必要でございますので、令和6年度中の導入に向け見直しを進めてまいります。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 10番、清水文雄議員。

○10番【清水文雄君】 令和6年度中に変動型へ移行するという町長の答弁でございますが、冒頭に申しましたように、やっぱり透明性、公平性が求められるというふうに思いますので、早急に実施するように要請をしておきます。

2点目の質問に移ります。

障害者福祉施設への支援についてお聞きをいたします。

コロナ禍から原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受け、町民の生活はもちろんでありますが、低所得者、障害者の方々など全ての町内事業者の方々も含めて厳しい状況に置かれているのが現状だというふうに思います。

この後、恩道議員より医療・介護・保育施設等に対する物価高騰対策支援について質問がなされますので、私からは今12月会議に町内の社会福祉法人から請願も提出されている、町

からの借地料の免除が求められている請願が出されていることから、障害者福祉施設への支援についてお伺いをいたします。

質問通告をした11月22日に、かほく市が認知症の人などが入所していた市内のグループホームに対し食事の量を半分ほどに減らす虐待に当たる行為をしていたとして、サービス事業者としての指名を取り消し、5年間の運営停止を求める行政処分を行ったことが明らかになりました。

北國新聞が11月26日の日曜特番で、この問題の背景などを取り上げているのであります。

福祉事業者の現状が深刻な人手不足による現場の疲弊の問題。余裕を持った人員配置には待遇改善が不可欠なものの、物価高で事業者の経営は厳しく、厳しい労働環境の改善の兆しが見られないこと。あるいは、施設では光熱費や食費がコロナ前の2019年と比べて1.8倍ほどに膨れ上がっている現状。さらには、施設の理事長が「利用者が不便になることは絶対にできず、身を切るしかない」と苦悩の吐露をしているのであります。

これらのことは、今12月会議へ提出されている社会福祉法人からの請願書でも明らかとなっているのであります。

そうしたことから、誰一人取り残されない社会の下、本当に助けが必要なところへ町、県、国など行政の支援をとの思いを込めてお聞きをいたします。

この間、町として障害者福祉施設への主要な支援策をまずはお聞きをしたいと思えます。

○議長【七田満男君】 助田有二町民福祉部長。

〔町民福祉部長兼保険年金課長 助田有二君 登壇〕

○町民福祉部長兼保険年金課長【助田有二君】
ご質問にお答えします。

町では、令和4年度に国の交付金を活用した介護保険施設及び障害者福祉施設光熱費物価高騰対策事業として、物価高騰の影響を受けた町内の事業所に対し運営支援金を交付し

ております。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 10番、清水文雄議員。

○10番【清水文雄君】 それでは2つ目に、今ほどありました2022年度、介護保険施設及び障害者福祉施設光熱費物価高騰特別対策事業の内容と支給した支援金の支給基準をお聞きをいたします。

○議長【七田満男君】 助田有二町民福祉部長。

〔町民福祉部長兼保険年金課長 助田有二君 登壇〕

○町民福祉部長兼保険年金課長【助田有二君】
お答えいたします。

初めに、事業内容につきましては、物価高騰の影響を受けた事業者の負担軽減を図ることを目的に、介護保険施設に対する運営支援金として、居住系の施設3か所に各180万円、グループホーム6か所に各15万円、通所・訪問系の施設17か所に各5万円を交付しております。

また、障害者福祉施設に対する運営支援金として、グループホーム4か所に各15万円、通所・訪問系の施設5か所に各5万円を交付いたしております。

次に、支援金の支給基準につきましては、主な施設における令和3年5月分の光熱費を調査いたしまして、その額に全国消費者物価指数の上昇率を乗じて算出したものでございます。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 10番、清水文雄議員。

○10番【清水文雄君】 限られた予算でそれぞれに対策事業の支給をしていくということ大変だろうというふうに思うんですが。

3点目に、今後、福祉の町内灘として今後の障害者福祉施設への支援策をどのように考えているのか、お聞きをいたします。

○議長【七田満男君】 助田有二町民福祉部長。

〔町民福祉部長兼保険年金課長 助田有二君 登壇〕

○町民福祉部長兼保険年金課長【助田有二君】

お答えいたします。

今年度、石川県において医療・福祉施設などに対する物価高騰対策支援事業を実施していることから、現在のところ、町単独での支援は考えておりません。

今後、国県の動向に注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 10番、清水文雄議員。

○10番【清水文雄君】 町単独での支援を考えていない。大変冷たい答弁でございましたけれども、冒頭にも申しましたように、様々なところで苦しんでいる方々がいらっしゃるといふふうに思いますので、そこへの目配りなり、支援策というものを町単独でできるような財政運営含めて要請をいたしまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長【七田満男君】 4番、磯貝幸博議員。

〔4番 磯貝幸博君 登壇〕

○4番【磯貝幸博君】 人も社会も経済も動き出すということで、議席番号4番、日本維新の会、磯貝幸博でございます。令和5年12月の会議におきまして一般質問の機会を得ることができましたので、一問一答にて4問お聞きしていこうと思います。

執行部の皆様には、傍聴席の皆様やケーブルテレビ中継でご視聴の皆様にも聞き取りやすいよう、明快で専門用語などを多用せず、簡潔明瞭で前向きなご答弁をどうかよろしくお願いしたいと思います。

4問のうち、ゼロカーボンシティ宣言についてと最初のものがあるんですが、ちょっと欲張りまして7問そこに入れてますので、ちょっとボリュームが大きくて長くなりそうなんですが、飽きずに聞いていただきたいと思います。

まず早速ですが、2月27日、提案理由の説明におきまして、川口町長からゼロカーボンシティ宣言を行いました。環境省のデータによ

りますと、資料によりますと、令和5年9月29日現在で991自治体はその宣言をしています。石川県もしていますし、県内では12の市、町が宣言を行っているところでございます。

このゼロカーボンシティ宣言というものは、排出する二酸化炭素の量を2050年までにプラスとマイナス合わせてゼロにしていこうよというふうなものなんですが、かなり長期にわたる。地球温暖化の要因とも言われる二酸化炭素の排出量を抑える目的、これを基としているんですが、これは将来世代、2050年までの計画というか宣言なので、将来世代の経済活動を抑制することなく、そして支障を来さないようにしなくちゃいけないと私は考えています。

その上で、きちっとした説明、そして計画がとおりだろうと思ひまして、それを明らかにしていこうということで今回質問をしていきたいと思っております。

それでは1問目、どうしてゼロカーボンシティ宣言をされたのでしょうか。これ、明快にお聞きしたいと思います。

○議長【七田満男君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 磯貝議員のご質問にお答えいたします。

町は令和2年10月、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、令和3年10月に地球温暖化対策計画を策定いたしました。——これは国です。すみません。

町では、国の計画に合わせ令和4年3月に内灘町環境基本計画を改定し、令和5年2月にゼロカーボンシティを宣言しております。

宣言により、広く町民、事業者の皆様にも一度、地球温暖化問題に目を向けていただき、町内におけるカーボンニュートラル実現に向けた取組を加速化させてまいります。

また、地球温暖化は、国全体、世界全体で取り組むべき喫緊の課題であり、町が地球温暖化対策に取り組む姿勢を示すことは大変重要

でございます。

これを契機として、町民、事業者の皆様とパートナーシップの下、ゼロカーボンシティの実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 4番、磯貝幸博議員。

○4番【磯貝幸博君】 宣言の意義というか、しっかりと説明いただきまして、よく分かりました。

それについてですが、結局、数値目標というとかゼロにしていこう、カーボンニュートラルにしていこうということですので、ゼロに向けて進むということは、100があつてのことだと思えます。その基準値というのは一体どれだけになっているのか。

この評価の方法というのがはっきりしないと、仮に町内全域で今言いましたように業者さんとか町が一緒になって進んでいく、ゼロカーボンに向けて進んでいったとしても、一向に減らないとか評価に含まれないといったものですと、先ほど言いました経済活動を抑制したりとかいうような方向に向いてしまわないかという懸念があります。

最初の基準となる数値というのは誰がどのように評価したものか確認しておきたいというのと、具体的な長期計画を行っているのか。議会に示されていないのでこれからだとは思いますが、その内容を明らかにしていただきたいと思えます。

質問なんですけど、目標達成に向けた、あるいは5年経過後の見直し、計画の見直しのときに、評価は誰がどのように行うものでしょうか。

そして、削減の計画や方法に具体性があるんでしょうか。

この2030年に向けて中間の見込みというのがあつて、削減46%というのがあります。その早期達成によってメリットがあるのか、未達によってデメリットがあるのかとか、そうい

った具体的な計画に応じて答えというのをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長【七田満男君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

計画の評価につきましては、有識者や町民、事業者、行政職員から構成される内灘町地球温暖化対策地域協議会が評価いたします。

内灘町環境基本計画におきましては、国の掲げる目標に合わせ2030年度温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減することを目標としております。

基準年度である2013年度の内灘町の二酸化炭素排出量は14万8,400トンであり、2030年度までに8万200トンに削減するための計画を策定しております。

目標達成に向けた町民の皆様への取組として、これまで実施してきたエコキュート等の設置に対する補助金制度に加え、今年度は省エネ性能の高いエアコン、冷蔵庫への買換え時に利用できる省エネ家電買換え促進補助金制度を創設いたしました。

また、今年から稼働した河北郡市のごみ焼却施設につきましては、ごみの焼却による発電を行い、そこで発電した余剰電力をいわゆるカーボンフリー電気として河北郡市の公共施設で活用をしております。

その他、町公共施設の照明のLED化を進めており、目標達成に向け着実に前進しているところでございます。

なお、現在のところ、国からは目標未達成の場合のペナルティや早期達成の場合のインセンティブについては示されておられません。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 4番、磯貝幸博議員。

○4番【磯貝幸博君】 ありがとうございます。

最後におっしゃっていただいた目標、未達、

ペナルティ、あるいは達成のインセンティブというのがないということでした。

ということは、計画に対しては積極的であっても、例えばそうでなくても、その期間が来たときに評価をして、さあどんなもんやというようなことでありますね。

それはでもさせておいて、町としての取組の積極性あるいはその環境問題に取り組む積極性、そういったものを町として、町政として打ち出すという意味では大変有用な、有効なものではないかと思えます。

今後ともエコキュート補助金あるいは省エネ買換えの補助金など続けていっていただいて、14万8,000トンと8万200トンへの46%減少へと向けて邁進して、町が一丸となって国や世界の環境に向けて取り組んでいこうという決意をされたということでした。

ありがとうございます。

それでは、次に移っていききたいと思うんですが。

この庁舎の西玄関入りました。ある日、入りました。そしたら、ぱっと明るくなっていたというのに気づいたんです。エレベーターの前にホールがあって、そこに華道協会の皆さんが花を添えていただいているわけですね。これがぱっと明るかった印象がありまして、あっ、いよいよいよいよ庁舎も蛍光灯からLED化したんだなということでした。

以前から私、庁舎内の照明をLED化することで効率化していったほうがいいよということをお話しさせていただいていたわけなんです。その効率化によってCO₂が削減されたということが分かったとき本当にうれしく思いましたし、そしてその省エネを行うことでCO₂の削減があれば、その削減量に応じてJ-クレジットという制度が利用できないかということで、委員会やそのほかでご提案をさせていただいたこともありました。

今の庁舎のLED化に対しても、以前おこ

がましくも計算をさせていただいたものを担当の方にお渡しして、こういった制度で補助が——補助といいますか二酸化炭素を削減したものがお金として町に返ってくる制度がありますよということをご案内させていただいたこともあります。

さあ、そのJ-クレジット制度というものなんですが、これを今回、庁舎のLED化をJ-クレジット、多少少ないかもしれませんが、制度として取り入れて二酸化炭素排出に取り組んでいるその町の姿勢というのを訴えることできないだろうか、お聞きしたいと思えます。

○議長【七田満男君】 中川裕一町民福祉部担当部長。

〔町民福祉部担当部長 中川裕一君 登壇〕

○町民福祉部担当部長【中川裕一君】 お答えいたします。

J-クレジットとは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や適切な森林管理によるCO₂等の吸収量をクレジットとして国が認証する制度であります。

J-クレジットが事業者間で取引されると、CO₂削減量に応じたクレジット収入を得ることができます。しかしながら、クレジットにより売却したCO₂削減分は失うことになります。

町の2020年度におけるCO₂排出量は、2013年度比で26%の削減となっており、計画の削減目標である46%に達していないことから、J-クレジットの利用については考えておりません。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 4番、磯貝幸博議員。

○4番【磯貝幸博君】 J-クレジットの制度を利用しないということで本当に残念なんです。

片や、国のゼロカーボンシティ宣言におけるインセンティブはないという、先ほどおっ

しゃられたと思います。

今回、J-クレジットは、たとえ多少なりともCO₂の削減量の分が減ってしまうとはありますけれども、町の収入といいますか、多少、本当にわずかかかもしれませんが、二酸化炭素1トン当たり大体1万円前後の収入になるわけですね。これをみすみす逃すのは本当にもったいないんじゃないかなというふうには思いますが、これからはっきりと宣言されてしまっただけでちょっと残念なんですけど、少し余裕があったりしましたら今後勉強していただいて、調査研究していただいて取り入れていただくことがいいんじゃないかなとは思っています。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

DX化、去年もたくさんいろんなフレーズ、いろんな場所で委員会でも聞きましたけど、DX化ということを今進められていると思います。

簡単にそう言っても、デジタル化、IT化を経てビジネスの環境を変革させていく仕組みというのがDX化なんです。我々は今取り組んでいるというのは、デジタル化とIT化だと思っています。

分かりやすく言ったら紙の使用を抑えることがCO₂排出の抑制になる、CO₂を吸収する森林を伐採から守ることができるんじゃないか。そういった両面の効果があると言われていますが、DX化においても、まずはペーパーレス化から進めないといけないのではないかなというふうに思っています。

これに応じて、今、紙に文字を書いて、それを保管している状況ですけど、これをデジタル化して紙をなくして、情報を例えばこういうパソコンとかサーバーに保存することによって紙の使用料を減らすことができますし、そしてその紙の保管場所あるいは保管するための備品、そういったものも減らすこともできるし、その出し入れにかかる時間も削減することもできるし、その場所が減った分のスペースが有効に使える。職員の皆様が非常に

便利に楽になる。そういった業務の効率化、そして機器の節約といいますか、たくさんあるプリンター、たくさんあるパソコンというのを1つに集約することも可能になってくるのではないかなというふうに考えまして、同一作業のプロセスを時間を大幅に削減できるという業務を進める上で重要なポイントというのがペーパーレス化ではないでしょうかと考えています。

この間、ちょっとヒアリングでさせていただいてお聞きしたんですが、今、庁舎、町で大体調達している紙というのは300万枚あると言われていたそうなんです。紙1万枚削減でCO₂が13.6キロ減らすことができるので、300万枚ということは4,000キロ。大体4トン減らすことができますが、これをゼロにすれば、その約4万円ほどのJ-クレジットが得られるという、J-クレジットに換算したらそういうこともできるんじゃないかなというご提案もしようかと思っておりましたが、ちょっとそれができないということなんですけれども。

ペーパーレス化によって様々な電子機器の導入というのが必要になってきます。その際に消費される電力によって、せっかく削減したCO₂が相殺されてしまう。その機器の導入によって電力量が上がるので相殺されてしまうといったことも考えるために、計画的に進めていく必要があります。適切な電子機器の導入によって電力の消費を抑えていく必要があります。

さあ、そこでお聞きしますが、DX化の進展というのは、ゼロカーボンに寄与すると同時に業務の効率化というのを進められると思いますが、現在の状況と今後の計画などを教えていただきたいと思っています。

言いたいのは、ペーパーレス化、情報のデジタル化、システム機器の共通化などを図れ、そういうところなんですけど、お願いします。

○議長【七田満男君】 宮本義治都市整備部担

当部長。

〔都市整備部担当部長 宮本義治君 登壇〕

○都市整備部担当部長【宮本義治君】 ご質問にお答えいたします。

町では、令和3年度に策定しました内灘町DX推進計画に基づき、電子申請サービスを本年1月から導入するとともに、町の公式LINEを通じて町政情報やイベント情報、災害情報も発信しております。

また、ペーパーレス化を加速する取組としまして、今年度から試験的に部課長会議など庁内会議におきましてタブレットパソコンを活用した会議資料の運用を開始しております。

さらに、職員の日常業務におきましても電子決裁事務の拡充や業務のRPA化の拡大によって業務の効率化やペーパーレス化を積極的に推進してまいります。

今後も住民票の写しの交付をはじめとした電子申請サービスによる取扱い手続を拡充するなど、町民目線での行政サービスのDXをさらに推進し、ゼロカーボンシティの実現に寄与してまいります

以上です。

○議長【七田満男君】 4番、磯貝幸博議員。

○4番【磯貝幸博君】 ありがとうございます。

会議資料をタブレットでやってペーパーレス化していくということで、いろんな取組に今していただいておりますということで積極的に進めていただきたいと思います。今後ともお願いします。

次に移っていきますが、燃料費が高騰していると先ほど清水議員のお話にもありましたが、今、ペレットストーブに対しては導入に補助が出ていますが、薪ストーブには出ていない状況です。

薪ストーブの利用も暖房費を抑えることができますし、炎というのが見えますので、その揺らめき、揺らぎが心癒されるといったような側面もございます。燃料となる薪や小枝な

ども町で供給可能な部分もあると考えています。

燃焼により発生した二酸化炭素というのは樹木の成長によって吸収されているので、カーボンニュートラルというエネルギーになります。

また、間伐材などの身近な森林資源を利用することで、これまで化石燃料の購入に使ってきたお金を地域の活性化に使えることにつながる可能性もまたあります。これによって電気料、燃料費が抑えられることでCO₂排出を抑えられることができます。

さあ、ここで聞きますが、内灘町新エネルギー・省エネルギーシステム設置費補助金項目に薪ストーブ追加できませんか。お願いします。

○議長【七田満男君】 中川裕一町民担当福祉部長。

〔町民福祉部担当部長 中川裕一君 登壇〕

○町民福祉部担当部長【中川裕一君】 お答えいたします。

薪ストーブは電気やガス等を使わないため、災害時でも使用可能な暖房器具であり、間伐材等の薪を使用することで森林の保全につながるメリットがあります。

一方、住宅地で使用すると煙や臭いの発生により、近隣トラブルにつながるおそれもあることから導入しておりません。

また、今ほど質問の中にもありましたが、煙の少ないペレットストーブを助成しており、現在のところ、補助金の項目に薪ストーブを追加する考えはございません。

以上でございます

○議長【七田満男君】 4番、磯貝幸博議員。

○4番【磯貝幸博君】 明快な答え、ありがとうございます。

J-クレジットに続き、部長から答弁いただくとき本当にちょっと心配になって、やっぱりこれも駄目かということですが、

じゃ、次に行きたいと思います。

7番ですね。生活、産業、経済活動の基礎となる電源の構成を、今現在、石炭火力など化石燃料由来のエネルギーから今電気などを得ています。これを志賀町にあります原発、原子力エネルギーに転換することでゼロカーボンほぼ達成できると思っております。

もちろん、安全性の確認、確立、これが第一でございますけれども、これが確立された場合に原子力発電所の再稼働を強力に促進することが町民にとっても県民にとっても有意義だと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長【七田満男君】 中川裕一町民担当福祉部長。

〔町民福祉部担当部長 中川裕一君 登壇〕

○町民福祉部担当部長【中川裕一君】 お答えいたします。

カーボンニュートラルの実現には、エネルギー分野、特に電力部門での取組が重要であります。令和3年に閣議決定されたエネルギー基本計画では、電源構成について化石燃料等の火力発電の依存度をできる限り引き下げ、再生可能エネルギーなどの比率を引き上げるなど電力部門の脱炭素化を進めることとされており、原子力エネルギーは有効であると示されております。

しかしながら、原子力は核のごみの最終処理などの課題となっているところであり、また原子力発電所の稼働については、今ほど申し上げましたけれども、何より安全性の確保が大前提であり、町としましては再生可能エネルギー設備の導入促進や省エネ行動の推進など、現時点で可能な対策を講じております。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 4番、磯貝幸博議員。

○4番【磯貝幸博君】 ありがとうございます。

安全性、そして再生可能エネルギーに今は転換していこうというところでもあります。

もちろん、原子力発電についても核のごみという問題がある中で、再生可能エネルギーについても、例えば太陽光パネルの処理問題というのはまだ解決していない状況でございます。これが大量に日本全国各地の山あるいは平地を埋めていっているわけで、そしてその賦課金が町民、市民に対してのしかかっている状況、だんだん増えている状況というのは本当にきついと思っているわけでございます。

できればこの原子力発電所一発で電気料金がぐっと安くなるはずなので、しかも深夜料金使えるようになるので本当に期待しているんですが、皆さんにぜひご理解いただければと思っております。

それでは、次の質問に移っていききたいと思います。

元気内灘地域応援クーポンの電子化についてでございます。

皆さん買物に行かれると思いますが、最近、レジで支払いをするのに随分速くなったとお感じになりませんか。お財布を開いて小銭を探して出す。しかもそれでこぼれたりしたら大変な大騒ぎになる。そういったレジで時間がかかっていたとは思いますが、最近では現金決済が減ってまいりまして、電子マネー、そしてQRコード決済、クレジットカード払いなどがかなり増えてきたと思っております。便利になったなと実感すると同時に、列に並ぶ時間がとても短くなり、買物に時間がかからなくなったなというふうに感じます。

あわせて、お得なポイントもそれぞれにたまりますので、次回以降の購買意欲の高揚にもつなげながら、お客様の困り込みも図るといったようなものがその各社で提供されている電子マネーの仕組みだと思います。

そういった社会情勢を踏まえてですが、当町においても、町民にとって丸々お得な事業である元気内灘地域応援クーポン事業が繰り返し行われているわけでございますが、第四

弾のクーポン券の交換と利用状況はどうだったのでしょうか。

また、第5弾のクーポン券の引換えと利用期限、これが令和6年の1月31日までとなっていますが、現状はどうでしょうか。

お願いします。

○議長【七田満男君】 宮本義治都市整備部担当部長。

〔都市整備部担当部長 宮本義治君 登壇〕

○都市整備部担当部長【宮本義治君】 ご質問にお答えいたします。

元気内灘地域応援クーポン券事業につきましては、昨年度実施しました第四弾の引換率は約94%で、そのうち換金率は約99%でございました。

また、今年度実施しております第五弾は、11月末現在で引換率は約93%、そのうち換金率は約66%となっております。

以上です。

○議長【七田満男君】 4番、磯貝幸博議員。

○4番【磯貝幸博君】 換金率が令和5年11月の末で66%ということで、これ利用率低いとか、それとも業者さんが換金していないとかちょっと分かりにくかったんですが。まだまだ使っていない方がおいでというんでしたら利用を促していくということが地域の経済効果にもつながりますので大事な点とおっしゃっていますので、その点よろしくお願いします。

そして、その元気内灘のクーポン券ですが、町民からの評価及び事業者からの評価というのはどういったものだったのでしょうか。その内容と評価を得たその方法について教えてください。

○議長【七田満男君】 宮本義治都市整備部担当部長。

〔都市整備部担当部長 宮本義治君 登壇〕

○都市整備部担当部長【宮本義治君】 ご質問にお答えいたします。

地域応援クーポン券事業につきましては、

役場窓口でのクーポン券引換えの際などに町民の皆様から「大変ありがたい」、また「登録店舗も多く助かる」などのご意見をいただいております。また、おおむね好評であると考えております。

また、町商工会からは、事業者より「売上げが伸びた」などの意見が寄せられていると伺っており、事業者のほうからもおおむね好評を得ていると考えております。

以上です。

○議長【七田満男君】 4番、磯貝幸博議員。

○4番【磯貝幸博君】 そしたら、これ、世帯主宛てのはがきが案内されて、クーポン券交換しに行った方の評価だということでしたね。

使ったのがご家族なのか世帯主なのか、得られる情報量というのはかなり限定的なのではないかと感じています。

町民の評価及び店舗の評価というのはおおむね好評だったということで、クーポン券をただで配るからよかろうというものではなくて、誰がどこで幾ら利用したのか、その店舗にどれぐらいの効果が、幾ら効果があったとか、そしてさらにははがきを持ってどこでクーポンと交換したのかなど次に生かせるよう、町民のニーズをしっかりと捉えて、その結果を皆さんが見られるように、確認できるようにオープンにしていきたいと思いますというのが希望でございます。

これを電子化ということでご提案させていただきたいと思っておりますが、これを行うことによって利用者の年代や性別、そしてどの店舗で幾ら使ったかなど様々なデータが我々が得ることができるわけで、例えば電子化によって使った人たち個人個人がアンケートをすることができまして、それを答えてくれる方はまた多いわけなんです。それが高評価ということなんです。

これまでの紙券での提供でありましたが、今後もクーポン事業が行われる際に、電子化あるいはQRコードなどで利用できるように

して、手続の簡素化と効率化を進めて利便性を高めていただきたいと思います。これいかがでしょうか。

○議長【七田満男君】 宮本義治都市整備部担当部長。

〔都市整備部担当部長 宮本義治君 登壇〕

○都市整備部担当部長【宮本義治君】 ご質問にお答えいたします。

今後、クーポン券を電子化することは、手続の簡素化や効率化が図られることなどから今後取り入れていく必要のある有効な手段と考えております。

しかしながら、電子化により、インターネット等の情報技術の恩恵を受けることのできる人とできない人の格差が生ずるなど、様々な課題を整理する必要があります。

今後、町におけるDX推進の取組と併せまして調査研究してまいります。

以上です。

○議長【七田満男君】 4番、磯貝幸博議員。

○4番【磯貝幸博君】 調査研究ということで多分そうなるんじゃないかなと思ったんですが、先ほどお答えいただいた評価の仕方というのが本当に口伝えですか、窓口でお話しいただいた方のみ、事業者の方からの伝聞みたいな形で聞かれているわけなんです。これが電子化にすることによってダイレクトに年代や性別も分かる、そういった情報量をしっかりと取得していただいて、次に生かしていただきたいというのがあるわけでございます。

それで、また先ほど言われたペーパーレス化も進めていくために、今紙で発行していますけど、電子化することで紙の使用料を抑えることできるんじゃないかというふうにも思っています。

さらに、世代の感覚にも違いがあるかもしれないんですが、スマートフォンあるいはデジタル機器の使えない方々もそうなんですが、お得なものを使おうと思った場合、その技術を手にして覚えるんですね。

さらに、地域でもよく聞きますのが、高齢者の方がスマホの使い方からんと。教えてほしいという方も大変多いと思います。そういった方々に町がこういったお得があるからぜひ使ってくださいといったような研修をしたり、デジタル化を進めていく、こういったのもひとつ町として皆さん一丸となって一歩前に進んでいけるのではないかと期待するわけでございます。

調査していただくということで、今日、本当は今晚、そういった金沢市が主催するある商工会がタッグを組んでしたプレミアム商品券というものの反省会があるんですね。これにぜひ参加していただいたりして、情報収集をしっかりと、よさ、悪さ、そして今後の取組に対しての一方を踏み出していきたいなというふうに感じて、次の質問に行きたいと思います。

それでは、給食費の負担軽減についてということで、物価が上昇しまして家計を圧迫しているということです。

うちの食卓にも影響がございまして、この時期、家族であったかい鍋などを囲んでいきたいということ多くあると思います。

去年、おとしなどと比べると肉や練り物が幾分減ったようにも感じますし、価格の優等生である卵も入ってなかったりします。代わりに、モヤシや豆腐が増えたということで、安価な食材をかき増しに使うということであちの妻が一生懸命工夫していただいております。

そんなこんなで学校給食は一体どうなっているのかといったような献立を考えてくださり、そしておいしく作ってくれる皆様には感謝の念を抱きつつ、保護者の不安に寄り添って、今回の質問を行いたいと思います。

決してやぶ蛇にならないように注意しながらご答弁をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さあ、物価高騰の折、児童徒たちにはこれま

でのとおりおいしく、栄養価、そして量共に十分な給食が提供されているのか確認したい。

そして併せて、食材費の高騰が続いていても、値上げなど保護者の負担が増えることのないよう、様々な工夫を凝らし、対策を続けていくことが望ましいと私は感じています。今後の見通しについても併せてお尋ねしたいと思います。

○議長【七田満男君】 桐山一人教育長。

〔教育長 桐山一人君 登壇〕

○教育長【桐山一人君】 お答えをいたします。

食材費が高騰している中、学校給食を適切に実施するため、食材費を本年6月補正では500万円、今12月会議においては780万円の増額補正予算案を上程しております。併せて、1,280万円を増額しております。

町ではこの補正により、学校給食法に定める学校給食実施基準に基づき、栄養価、栄養量ともに適切に提供いたしております。

今後の見通しにつきましては、物価高騰の状況が不透明なこともあり、社会情勢等を踏まえ検討してまいります。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 4番、磯貝幸博議員。

○4番【磯貝幸博君】 ありがとうございます。

今のところ、今教育長がおっしゃったように、一般会計の中から保護者が本来負担すべき食材費ということで、これを補填して穴埋めしていると。そして、給食の適切な運営をしているというような状況でございます。

そしたら、皆さんに配付した資料をちょっとご覧いただきたいと思います。

この説明は、ちょっと分かりにくいかと思っただけです。ちょっと作ってみたものです。

学校給食法によって給食の運営費は町が、それ以外は食材費は保護者が負担するというふうに提起されております。これ、今は町の裁

量によって、先ほど言われましたように補填している現状があるということでございます。

食材費の高騰に対する当初の予算に比べて約1千二百何十万やったら、大体10%近く高騰しているんじゃないか、足りないといったようなことになるわけなんで、これを今補填しているというわけでございますが。

さあ、これが果たして継続して物価の高騰だということで継続して支援できるのか、保護者の負担増につながらないかということ懸念をしております。

我々は、例えば日本維新の会では給食の無償化、教育費の無償化も訴えておりますので、こういった点に注意して見ていくわけでございますけれども、その考え方をちょっと転換をしまして、町が継続的に食材費についても提供、補填できるような仕組みを考えて、それを導入したらどうかというものです。

今、高騰費分を補填しているんですが、それを学校給食の設置提供目的として食育のための場ということで認識されております。

それを踏まえて、食材の一部を食育のための生きた教材として位置づけることができるんじゃないかと考えたんです。そしてそれは、児童生徒たちが生産者とのつながりを理解して、よりよい豊かな地域社会の一員としての認識と心と体の健やかな成長に寄与するものとして教育の一環とすることができないでしょうか。

そこでお聞きしたいんですが、保護者が毎月の給食費負担を軽減されるように、町として食材費の一部を食育のための生きた教材として位置づけることで助成の対象としていけるような仕組みづくりをすべきと考えますが、これすぐに進められないでしょうか。

目安としてですが、集金の金額、集金の月額を3,000円ないし2,000円程度に抑えるような、子育て世代の支援を継続的にできる仕組みづくり、こういったものをお願いしたいわけなんですが、いかがでしょうか。

○議長【七田満男君】 桐山一人教育長。

〔教育長 桐山一人君 登壇〕

○教育長【桐山一人君】 お答えをいたします。

学校給食法では、議員のおっしゃるとおり、学校における食育の推進を図るための目標として、適切な栄養の摂取による健康の保持増進、食事についての正しい理解、望ましい食習慣を養うことが定められております。

食育の観点ということで、町では学校における食育指導として、栄養教諭が学校に出向き、小学校においては食に関する正しい知識やSDGsを目的とした給食の食べ残しを減らすことなどの指導を行っております。

中学校では、地場産物を使った献立コンクールへの応募などの取組を家庭科の授業で行っているところでもあります。

町では、多子世帯への助成や就学援助制度において保護者の負担軽減を図っております。

議員ご提案の食育のための生きた教材として位置づけることについては、現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 4番、磯貝幸博議員。

○4番【磯貝幸博君】 その負担軽減策については生きた食材としては考えられないということでしたが、価格高騰というのももちろんいつまでも続くわけでもありませんし、上昇もあれば下降もあるわけで、下降したとき、その保護者の今後の負担増というのが非常に懸念される結果となりますけれども、今後とも給食の無償化あるいは負担軽減に向けてご提案させていただきたいなと思っております。

それでは、最後の質問ですが、さきに質問された清水議員の中にもありました入札制度についてというものでございますけれども、志賀町でありましたあの事件、皆様ご存じだと思いますが、町民の中には、いや、どこの町もやっているんじゃないのというような不安も心配も声が聞かれるわけです。

そういった声を払拭できるように、皆様、これまでにはそういった不正もその不正を疑われるようなこともないといったような全町民に向けて宣言をしていただいで、私の質問を終わりたいと思います。

お願いします。

○議長【七田満男君】 山田卓矢総務課長。

〔総務課長 山田卓矢君 登壇〕

○総務課長【山田卓矢君】 お答えいたします。

町としましては、公共工事の入札だけでなく、契約する全ての業務においてこれまでも適正かつ公正に入札を執行しており、今後も同様に適正かつ公正な執行に努めてまいります。

以上です。

○議長【七田満男君】 4番、磯貝幸博議員。

○4番【磯貝幸博君】 力強い宣言、ありがとうございました。

以上で終わります。

ありがとうございます。

○議長【七田満男君】 8番、北川悦子議員。

〔8番 北川悦子君 登壇〕

○8番【北川悦子君】 議席8番、日本共産党、北川悦子です。

今回は4問質問します。

最初に、会計年度任用職員の勤勉手当についてお尋ねします。

2020年度に始まった会計年度任用職員、自治体で働く臨時や非常勤といった非正規雇用職員を統一した制度で、任期は1年間の会計年度内が原則。8割から9割が女性で、事務、保育士、給食調理員、図書館司書や学童保育の支援員など様々です。賃金格差は、正規の公務員男性100に対して会計年度任用職員は43%という調査結果があります。女性が多いので、間接差別とも言えます。

内灘町での会計年度任用職員はどうか。会計年度任用職員数と男性、女性の人数。フルタイムとパートの人数をお尋ねした

いと思います。

○議長【七田満男君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 北川議員のご質問にお答えいたします。

地方公務員法では、会計年度任用職員のうち、1週間当たりの通常の勤務時間が一般職員と同一である者をフルタイム会計年度任用職員、一般職に比べ短い時間であるものをパートタイム会計年度任用職員と定義しております。

また、一般職員に比べ勤務時間が短いパートタイム会計年度任用職員については、報酬体系が月給か時給かで違いがあり、町では、1週間当たりの通常の勤務時間が35時間の者を月給で、35時間未満の者を時給で区分しております。

現状につきましては、町の会計年度任用職員の全員がパートタイム会計年度任用職員であり、12月1日現在、232名で、男女の内訳につきましては男性23名、女性209名でございます。

また、任用の体系別では、パートタイム会計年度任用職員の月給が99名、時給が133名でございます。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 8番、北川悦子議員。

○8番【北川悦子君】 全国的には8割から9割が女性というようなことでしたが、今、町長の答弁から見るとほとんどが女性であるということが言えるかなと思います。

そして、パートタイムの方たちの中で月給が99名、時給計算が133名と時給の方のほうが割合が多いというようなことが分かるかと思えます。

本当に圧倒的に女性が多い会計年度任用職員です。女性と男性の賃金格差、将来の年金格差にも響いてきます。

第211回通常国会において、会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となる法改正が

行われ、令和6年4月1日から施行されます。パートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当を可能とするものとなっております。

各自治体で勤勉手当の対象が違うようです。全ての会計年度任用職員に勤勉手当の支給を成績率に差をつけないようにすること、また勤勉手当を支給することで給料、時給とか期末手当を削減することのないようにしてほしいと願っていますが、内灘町では対象はどのように検討されているのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長【七田満男君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、国においては、本年5月8日に地方自治法が一部改正され、その趣旨は令和6年4月1日から会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とするものでございます。

町としましては、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇確保の観点から、令和6年度から対象となる職員に勤勉手当を支給する方向で調整しており、令和6年3月会議において条例案を上程する予定であります。

また、勤勉手当支給の対象は、期末手当の条件と同様、1週間当たりの勤務時間が29時間以上で任期が6カ月以上の者とする予定でございます。

さらに、勤勉手当の支給に当たっての成績率の取扱いにつきましては、一般職員との均衡を図るため、人事評価を適切に反映させる必要があると考えております。

また、勤勉手当を支給することにより、月給や期末手当について抑制を図ることは現時点では考えておりません。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 8番、北川悦子議員。

○8番【北川悦子君】 今の答弁から言いますと、期末手当とか給料には抑制を図るとい

ようなことはないという。ただ、成績率に一般事務職員と同じように見ていくという答弁でありました。

一生懸命働いていらっしゃる方たちに特別差をつけるというようなことはそんなに必要ないのではないかというふうに私は思います。

皆さん誰でもその職で1年間という一つの不安材料。継続もできるんですが、1年間というような中で働いていらっしゃる方たちです。そういう中で差をつけるというようなことは、いま一度また検討していただいて、十分に働いていただけるように。

ただでさえ賃金格差が職員の方たちと比べると、本当に私たちが見ると正規なのか会計年度任用職員の方なのか職員の方なのかというちょっと差別がつかないような方たちもたくさんいらっしゃいます。ということを見ると、本当に1年間という年度内ということでは何回も更新をしてという方もいらっしゃいますけれども、そういうことも考慮されて、その辺のところはもっと大きな目で公平に見ていただきたいと思います。

せっかくできた改正法で勤勉手当という支給が決まったんですから、財政上の制約のみを理由として勤勉手当の支給について抑制を図ることや新たに勤勉手当を支給する一方で、給料、期末手当について抑制を図るというようなところもあるようですので、改正法の趣旨に沿わないものであるというふうに国も言っていますので、その辺のところは考慮されて、本当に町の公共サービスの向上のために頑張っている。改正法を機会に賃金を上げる努力をお願いしたいというふうに思っています。

内灘町にとって本当に半分以上になりますかね、大体。半々ぐらいの職員と会計年度任用職員の数が半々以上ぐらいになっているので、内灘町にとってはこの公共サービスを保っていくということは会計年度任用職員の存在なくてはあり得ないという状態だと思いますので、その辺のところはしっかり考慮していた

だきたいと思います。

再度、答弁もう一言お願いします。

○議長【七田満男君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 再質問にお答えいたします。

この勤勉手当の取扱いについては、やはり一般職員との均衡もありますので、この成績率ですか、勤務評価は必要であると考えております。

また、この勤勉手当を支給することによって月給や期末手当について抑制云々と、そういうことは今全然考えておりませんので、これはやはり法律の下と言ったら国のほうが給料を上げるというのが趣旨でないかなと思っておりますので、そういうことは一切考えておりませんので、よろしくをお願いします。

○議長【七田満男君】 8番、北川悦子議員。

○8番【北川悦子君】 分かりました。昔あったものですから。すみません。これを機会に考えることがないようにお願いをしたいと思います。

じゃ、2番目の補聴器購入助成制度と聴覚検診の実施をについて質問をいたします。

補聴器購入助成制度を創設してほしいと2020年12月、また2022年12月と質問をし、答弁は同じく、高齢になれば誰にでも起こり得ることなので補助対象には考えていないという答弁でした。

今回、また12月に、誰にでも起こり得ることなので、今回も質問したいと思います。

誰にでも起こり得るということは、高齢になれば、どうしても身体機能が衰え、目や歯や足と不都合なところが出てきます。特に難聴になれば人との会話も避けるようになり、日常生活が困難にもなってきます。

認知症の危険因子となることが指摘されています。2022年7月では、105の自治体で補聴器購入助成制度が実施されました。今年の6月15日現在では201の自治体が高齢者の補聴

器購入の助成を行っています。1年間にほぼ倍の自治体が助成を始めたこととなります。

全国の市区町村の数1,747の自治体から見ればほんのわずかなんですけども、着実に伸びております。

高齢になれば誰にでも起こり得ることなので、なお町民の皆様の要求が高いのではないかとこのように思います。

石川県内では、残念ながら実施している自治体はありません。お隣の富山県では滑川市が購入費の2分の1、2万円上限、小矢部市では65歳以上で購入費の2分の1、上限は3万円1人1回1台のみとなっています。

補聴器の普及は、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに暮らすことができる。認知症の予防にもなり、健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながってきます。

ただ、補聴器は高額ですので、2019年の調べでいきますと、片方の耳だけで日本補聴器工業会の調査によりますと平均で15万円ほどかかると。なかなか15万円も片方だけでかかってしまうと購入できない方も多々いるかと思えます。

そうした中で、ここに補聴器購入の助成が行われれば、少し頑張って補聴器を取り入れてみようかと。取り入れたところでもそれで済むというわけにはいなくなっていて、補聴器を合わせて自分に合ったものにしていくということもしていかなければなりませんので、なかなか大変なんです。

ということも考えまして、ぜひ補聴器の購入を石川県での一歩を内灘町からしてほしいというふうに思います。

3回目の答弁は、一歩進めてご答弁お願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長【七田満男君】 助田有二町民福祉部長。

〔町民福祉部長兼保険年金課長 助田有二君 登壇〕

○町民福祉部長兼保険年金課長【助田有二君】 ご質問にお答えいたします。

加齢性の難聴者を対象とした補聴器の購入に対する助成制度の創設につきましては、議員おっしゃるとおり、令和2年12月会議及び令和4年12月会議の一般質問でも答弁したとおり、難聴者を含め、加齢による身体機能の低下は誰にでも起こり得ることから、現在のところ内灘町におきましても考えていないということでございます。

今後も国の動向を注視するとともに、他市町の制度を参考にしながら、調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 8番、北川悦子議員。

○8番【北川悦子君】 また、今回も同じ答弁で残念です。

たくさんの高齢の方がどんどん高齢率も上がってきますが、そういう中で元気はつらつと皆さんと会話をしながら過ごされることをやはり内灘町としては願って、本当に補聴器の購入助成をとということを検討していただきたいということを申し上げまして、次の質問に移ります。

ひとり暮らしの方は自分で難聴であることが分かりづらいかと思えます。健診に聴覚検診があれば受けてみようという気にもなります。正確な聴覚を知ることで補聴器購入が必要なのか、それとも他の方法でよくなるのかが発見できるかもしれません。

聴覚検診は、金沢市で行っております。内灘町でも健診のメニューに入れることができないか、お尋ねします。

○議長【七田満男君】 助田有二町民福祉部長。

〔町民福祉部長兼保険年金課長 助田有二君 登壇〕

○町民福祉部長兼保険年金課長【助田有二君】 お答えいたします。

町では、国の基準に基づき生活習慣病の予防を目的とした特定健診などを実施しております。国の基準には聴力検査の規定はなく、全国的にも実施している自治体は極めて少ない

ことから、現在のところ、実施する考えはございません。

国は難聴への対応に関する省内連絡会議を設置して、本年3月の会議において、聴力健診について費用対効果を含む検討が必要であり、今後知見を収集していくとの見解を示しております。

町といたしましては、予防や聴力に不安がある方へ、早期の受診勧奨や情報提供に努めるとともに、国の動向に注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 8番、北川悦子議員。

○8番【北川悦子君】 補聴器購入の助成制度と健診をセットに、また今後検討をお願いしたいと思います。

3番目の質問に移ります。

内灘町屋内温水プールの利用に障害者割引はできないかお尋ねします。

内灘町の屋内温水プールは、現在、エイムに管理運営の委託をしています。11月会議に保健センターから第3次うちなだ健康プラン21、第3次うちなだ食育推進計画の素案を令和5年11月9日、第2回策定委員会があり、その配付資料として提出したものを今後の計画も含めて議会に紹介がありました。

計画策定の趣旨について書かれた中に、国は令和6年から令和17年までの12年間で展開する第5次国民健康づくり運動「健康日本21」

(第三次)において「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンに、人生100年時代を迎え社会が多様化する中で、「誰一人取り残さない健康づくり」と「より実効性をもつ取組」を推進するとしています。

こうした国の指針を受けて、内灘町の総合的な健康づくりを推進する指針として「第3次うちなだ健康プラン21を策定します」とあります。

障害のある人たちの中には介助や支援がな

ければ一人で進んで健康づくりというわけにはいきません。プールを利用することは全身運動にもなり、健康な体づくりのために最適です。また、天候にも左右されない利点があります。

内灘町と近辺のプールの利用料は、内灘町は平水時2時間、一般200円、温水時2時間400円、高校生以下は半額の平水時100円、温水時200円となっています。

石川県総合スポーツセンターのプールは、障害者と介助者共に無料です。

新しくできた金沢市のプールは、65歳未満は550円、65歳以上は330円、高校生以下220円、障害者は65歳未満は270円、65歳以上は160円、高校生以下は110円とほぼ半額となっています。介助者利用料金は障害者1人につき介助者1人障害者料金となっています。

津幡町のごく最近できたアザレアは、プールのみの利用で、大人700円、中学生400円、小学生200円、幼児100円となっています。

内灘町のプールは安いとの口コミもありますが、国が言う誰一人残さない健康づくりの点からすると、一人では行けない、制約を受けている障害のある人たちはプールへ行くとしても介助者や支援者の利用料金も発生して、内灘町のプールでは今の時期、温水の場合は400円の2人分800円がかかり、高額となります。

ガソリン代の値上がり等を考慮すると、近くで使いやすい内灘町のプールを高校生以下と同じ利用料金にし、介助者も同じ扱いとならないでしょうか。町から働きかけ支援ができないかお尋ねします。

○議長【七田満男君】 上出勝浩教育部長。

〔教育部長 上出勝浩君 登壇〕

○教育部長【上出勝浩君】 ご質問にお答えいたします。

プールでの運動は、筋力やバランス感覚を高めるなどの効果が期待でき、水の抵抗といった負荷を自身の状況に応じて調整できるこ

ます。

7番、恩道正博議員。

○7番【恩道正博君】 議席7番、恩道正博です。令和5年12月会議に質問の機会をいただきましたので、通告に従いまして一問一答方式で質問を行います。

質問は、町政について次の2つの項目について質問を行います。

1つ目は被災者生活再建支援制度の創設について、2つ目は医療・介護・保育施設等に対する物価高騰対策の支援についてであります。

それではまず1問目、被災者生活再建支援制度の創設について。

これは、本年7月12日に大雨の被害に遭われた北部地区に対する新たな住家に対する支援についてであります。

本年7月12日、夜遅くに活発な梅雨前線の影響で発達した雨雲が流れ込み、気象庁は石川県で線状降水帯が発生したとして顕著な大雨に関する情報を発表しました。

内灘町北部地区において、夜8時から4時間の間に190ミリの大雨、豪雨がありました。隣接するかほく市や津幡町においても同様に、12日夜から13日にかけて豪雨に見舞われ、甚大な被害が出たことをご承知のとおりであります。

本町においても、この豪雨、大雨によって住家被害として床下浸水7件、事務所・工場・倉庫など非住家被害46件、農業・酪農関係では畑地かんがいのパイプ破損、河北潟干拓地内の牛舎・農地の冠水被害などが、また崖崩れにより畑に土砂流入するなどの大きな被害が発生いたしました。この豪雨によって多大な被害に遭われた多くの町民の皆様に対し、改めまして心からお見舞いを申し上げます。

豪雨、暴風、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の自然災害を防ぐには、予め防災対策、防災計画を立て、事前に備えることは大切であります。しかしながら、近年は地球温暖化の影響か、異常気象で各地に甚大な被害を

及ぼす自然災害が頻発をしております。

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた方を対象に、その生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を進めるため、各都道府県が拠出した基金から被災者生活再建支援金の支給を行う被災者生活再建支援法が平成10年に制定されました。

平成19年の法改正により、支援金は住居被害程度と再建方法に応じて定額、渡し切りとされ、使途の、いわゆる使用の制限もなく、また世帯主の年齢や所得による制限はなく、一定以上の被害を受けた被災世帯全てが対象となります。

また、令和2年の法改正により、支給対象が中規模半壊世帯まで拡大されました。石川県においても被災者生活再建支援補助基金の制度があります。

そこでまず、内灘町において、災害により被害を受けた方や被災世帯に対する現行の制度についてお伺いをいたします。

○議長【七田満男君】 山田卓矢総務課長。

〔総務課長 山田卓矢君 登壇〕

○総務課長【山田卓矢君】 お答えいたします。

現在、町独自の支援制度はございませんが、大きな災害が発生した場合、国や県の被災者生活再建支援制度を活用することとなっております。

以上です。

○議長【七田満男君】 7番、恩道正博議員。

○7番【恩道正博君】 ただいまの答弁では、もう1件その中で私聞きたかったのは、町のいわゆる条例といいますか、災害弔慰金の支給なり減免のそういう条例があると思うんですけど、そこを詳しく説明をお願いします。

○議長【七田満男君】 山田卓矢総務課長。

〔総務課長 山田卓矢君 登壇〕

○総務課長【山田卓矢君】 お答えいたします。

被災された方に対するの支援ということで、今のところ町としては制度がございません。

以上です。

○議長【七田満男君】 7番、恩道正博議員。

○7番【恩道正博君】 制度といたしますか、私聞きたかったのは、今の町の条例の中では災害弔慰金を支給する条例ということで、災害にも遭われて死亡された方の弔慰金支出、それと障害者の見舞金、それとあと災害のそのための援護のための貸付金制度。

もう一つは、被災された世帯に対する町民税の減免措置等の条例が町にうたわれていると思います。まずその内容を聞きたかったんですけど、まあいいです。

で、そういう条例があります。9月議会でしたか、この前、珠洲のほうで内灘の方がお一人災害で亡くなられたことで弔慰金が支給されております。そういう条例について、まず現状をお聞きしたかったわけです。私のほうから説明しました。そういうことがありますけれども。

次に、町内で自然災害により移住する住宅、いわゆる住家に被害を負った世帯に対し、国、県の被災者生活再建制度の対象とならない準半壊以下の世帯に対する生活再建のための、いわゆる準半壊、一部半壊、これには床上浸水、床下浸水などに対する補助金、それと感染症防止のために消毒費の助成を含む町独自の被災者生活再建支援制度を創設すべきと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長【七田満男君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 恩道議員のご質問にお答えいたします。

今年7月に発生しました線状降水帯による豪雨により、常日頃から災害への備えがいかに重要であるかということに改めて認識いたしました。

議員ご指摘のとおり、災害時において速やかに被災者への支援を図るためには、支援の

制度化が必要でございます。

町では、国や県の制度を鑑み、被災者生活再建支援法が適用され、被害を受けた世帯のうち、国や県の被災者生活再建支援制度の対象とならない世帯に対し、町独自の支援制度を速やかに整備したいと考えております。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 7番、恩道正博議員。

○7番【恩道正博君】 ただいま町長から明快な答弁をいただきました。いわゆる支援制度にのっとらない町独自のそういうことに関して、ぜひとも早急な制度創設を願いたいと思います。

それでは、2番目に行きます。

医療・介護・保育施設等に対する物価高騰対策支援についてであります。

これは、午前中の清水議員が障害者福祉施設の支援についてと一般質問がございました。これと少し同じかと思っておりますけれども、改めて私のほうからこの物価高騰対策支援について質問を行います。

内閣府地方創生推進室は11月2日に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策について、重点支援地方交付金については低所得世帯支援枠を追加的に拡大すること、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれました。

年内の予算化に向けた取組を速やかに進めるよう、各都道府県、市、町、村に連絡がなされております。

国の推奨事業メニューは後日通知となっておりますが、基本的に前回同様の支援メニューで生活者支援と事業者支援があり、それぞれ4項目の支援メニューがあります。

そのうち、事業者支援の内容の中で1番目に医療・介護・保育施設・公衆浴場等、2番目に農林水産業、3番目に中小企業、4番目に地域公共交通や地域観光業等に対する物価高騰対策支援のメニューがあります。

近年の新型コロナウイルスによる経済状況の悪化やロシアの侵略を受けるウクライナ情勢の深刻化をはじめとする国際情勢は、エネルギー価格や資源価格の上昇を引き起こし、物価高騰にも大きな影響を与えております。

医療機関、介護・障害福祉サービス施設等の収入となる診療報酬などは公定価格で決められ、電気や燃料などのエネルギーや食材等の価格高騰の影響を価格転嫁ができません。エネルギーや食材等の価格高騰の影響を受けている医療機関、介護施設・障害福祉サービス等の社会福祉施設に対して、経済的負担の軽減を図ることを目的に、町として単独の国の重点支援地方交付金を活用した支援策を講ずるべきと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長【七田満男君】 松井賢志総務部長。

〔総務部長 松井賢志君 登壇〕

○総務部長【松井賢志君】 ご質問にお答えいたします。

午前中の清水議員への答弁にもありましたが、町では令和4年度に介護保険施設及び障害者福祉施設に光熱費等の高騰分に対する支援を行っております。

また、令和4年度及び令和5年度に、私立保育所等に給食材料費等の高騰分に対する支援を行っております。

議員ご質問の医療機関、介護施設等への支援につきましては、今年度、石川県において光熱費等の高騰分に対する支援を行っていることから、現在のところ、町独自で支援する考えはございません。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 7番、恩道正博議員。

○7番【恩道正博君】 今部長の答弁では、国、県の対策行っているということで、確かに石川県も12月補正案の中では医療・福祉施設への支援策として県の支援事業、12月にも計上されております。

私が言いたかったのは、それは国、県は当然

国の重点支援金を使用しておりますけれども、内灘町においても、この内灘町ははっきり言いまして日本海側でも大きな病院である金沢医科大学を中心に医療や福祉施設が充実しております。そういった面でいきますと、町独自のそういう医療や介護、障害福祉に改めて独自の支援策を講ずるべきだと思います。

今の答弁で県とありましたけれども、そこら辺を紋切り型じゃなくて、次に向けたそういう回答があればと再度ご質問いたします。

○議長【七田満男君】 松井賢志総務部長。

〔総務部長 松井賢志君 登壇〕

○総務部長【松井賢志君】 再質問にお答えいたします。

繰り返しになりますが、医療機関、福祉施設への支援は今年度石川県において実施していることから、町独自で支援することは考えてございません。

町では、今、追加配分される国の重点支援地方交付金の活用につきましては、物価高騰等の影響を受ける町民の皆様への生活支援策を優先的に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 7番、恩道正博議員。

○7番【恩道正博君】 分かりましたというか、これ以上再質問はいたしません。

ですから、私言いたかったのは、先ほど言ったとおり、内灘町は決して産業が栄えとるとか、そんな大きな産業はございません。

住宅地から始まって、いろんな福祉サービス、子供の教育、そういう面では町はやっぱり独自のそういう支援策を取るべきだと思っただけの質問であります。

これで私の質問は終わります。

○議長【七田満男君】 3番、西尾雄次議員。

〔3番 西尾雄次君 登壇〕

○3番【西尾雄次君】 議席番号3番、立憲民主党の西尾雄次です。令和5年12月会議において質問の機会をいただきましたので、さき

の通告のとおり、本町が当面する2つの課題について一問一答方式で質問を行います。

今般、私が行います2つの質問の第1点目は、新図書館整備計画等に伴う町の財政負担能力を示せとの質問でございます。

これは、現在本町が構想中の新図書館整備事業とその事業の実施に伴って多額な出費が予想される諸事業については、その事業規模が明らかになった時点で町の財政負担全体の将来推計を行い、同時にそれに対する財政負担能力も明らかにすべきであるとの観点から、町の見解を問うものでございます。

質問の第2点目は、不登校児童生徒の支援体制充実を図れとの質問でございます。これは、近年増加の一途をたどっている不登校児童生徒に対する教育支援体制の充実を早急に図るべきであるとの観点から、町の見解を問うものでございます。

それでは、早速、質問の第1点目である新図書館整備計画等に伴う町の財政負担能力を示せとの質問に入ります。

去る8月23日、内灘町町会区長会と内灘町議会との意見交換会が町民ホールで行われました。席上、町会区長会からは、ウイズコロナ、アフターコロナを見据えた内灘町の魅力度アップに向けた提案がなされました。それらの提案を受け、議会側からはその状況を説明し、今後の検討を約束したところでございます。

この意見交換会の席上、町会区長会の皆さんからの提案の中には、本町が令和3年度に設置した新図書館整備事業検討委員会における議論も踏まえて、現在、本町において構想中の新図書館に町の新たな魅力づくりを期待する声が上がっております。

一方、本年9月に開催された町議会の決算審査におきましては、新図書館計画に関する決算特別委員会の指摘事項として次のように述べられております。

「新図書館等の事業プロジェクト構想の実施に当たっては、地方債の計画的な発行など

持続可能で健全な財政運営に努めるべきである」との指摘がなされているのでございます。

確かに過去において自治体財政を危機に陥らせていた大きな要因は、多くの場合、事業実施に伴う借入金である地方債の増加とその返済金である公債費の増大でございました。

そうしたことから、2007年（平成19年）の6月には地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立いたしました。

この法律は、財政破綻した自治体を救済するような性格の法律ではございませんで、財政が悪化している団体に警鐘を鳴らし、自治体が自発的に健全化への取組をするということを狙いとした法律でございました。

この地方公共団体の財政の健全化に関する法律で定められた財政健全化指標には、幾つかの判断指標が設けられているのでございます。

つまり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率と、この4つの指標があるわけでございます。

このうち、自治体財政の健全性を確認する上で最も活用されているのが実質公債費比率と将来負担比率の2つであることはご承知のとおりでございます。

このうち、実質公債費比率は、当該団体の借入金である地方債の返済額である公債費の大きさ、当該団体の財政規模に対する割合で示したものでございます。この数値が25%の基準を超えると早期健全化団体となり、35%の基準を超えると再生団体となるわけでございます。

一方、もう一つの将来負担比率の方は、当該団体の借入金である地方債など現在抱えている負担の大きさを当該団体の財政規模に対する割合で表したものでございまして、この数値が350%の基準を超えると早期健全化団体となることもご承知のとおりでございます。

財政健全化指標は全国のほとんどの団体が基準内にあるわけでございますが、大切なこ

とは基準内にあることで安心するのではなく、自らの自治体の財政健全化指標が近年どのような動きをしているのか、また将来どのように推移するのを見ておくことだと言われております。

現在、本町において、これから新図書館の建設や学校給食共同調理場の改築など、本町の財政規模からするならばかなり大きな財政支出が予想される事業を構想中ではありますが、これからは構想を立てると同時に、実質公債費比率や将来負担比率の動きが今後どのように推移するのを見える化し、その数値を見極めた上で事業実施の可否を判断し、財政悪化に対する懸念が払拭されたならば、果敢な姿勢でこの事業を行うべきではないかと思うのでございます。

そうした推移や推計などをせぬままに、ただただ慎重に構えて石橋をたたいても渡らぬような曖昧な行政姿勢であるならば、それは一見したところ、自治体財政の健全性に配慮したように見えながらも、本来、町民に還元されてしかるべき町民に提供すべき行政サービスの停滞をもたらす危険すらあるように思うのでございます。

そこでお伺いをいたします。

新図書館等の多額を要する事業計画を進めるに当たっては、その町財政に対する影響などを一般町民とも共有できるように、少なくとも実質公債費比率と将来負担比率の将来推計を見える化し、町民のコンセンサスを得た上で事業を進めるべきではないかと思うのでございますが、この件に関する町長の見解を求めるものでございます。

○議長【七田満男君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 西尾議員のご質問にお答えいたします。

町の令和4年度決算では、実質公債費比率は8.9%、将来負担比率は84.6%でいずれも前年度より増加しておりますが、法に定める基

準値以下であり、財政指標の上ではおおむね健全な財政を維持している状況でございます。

また、町では毎年、今後5か年の重点事業ヒアリングを行い、中期財政計画を策定しております。

この財政計画では、施策の優先順位、国、県の補助金や地方債など将来的な財源収支の見通しを明らかにし、各種施策の計画的な遂行を図り、持続可能な財政運営に努めているところであります。

さらに、老朽化した公共施設の再整備や新たな都市整備を進めるため、今年度から2か年で立地適正化計画を策定いたします。この計画に基づく取組に国の補助制度を活用することで補助率が40%から50%に引き上げられ、将来の都市整備等に係る財政負担の軽減を図ってまいります。

新図書館等を含め、大型事業を計画する際には、今後、事業費や補助金の活用など財源の根拠が明確になり次第、実質公債費比率や将来負担比率等の推移をお示ししたいと考えております。

町におきましては、公債費による財政負担が過大とならないよう健全な財政運営に努め、事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 西尾議員。

○3番【西尾雄次君】 答弁ありがとうございました。

しっかりと将来を見据えた財政運営を行っていくという答弁をいただきました。

その中で、今ほどの答弁の中で、立地適正化計画のお話もありましたし、公共施設の総合管理計画といいますか、これからの人口減少社会を見据えてコンパクトな自治体をつくろう、あるいは公共施設もなるべくなら統合集積をしようという、こういう動きがあるのも見据えて行っているということでございました。

そういうことから言うと、例えば新図書館なんかも子育て支援施設といいますか、そういうような施設と統合して、そして造ると。これは国の施策で進めていることですから、こういう点も将来を見据えればいいものではないかなと思います。

なぜなら、国が進めている施策というのはご承知のように、補助もいいし、その起債条件もいいんですね。起債条件がいい中に何が魅力的かということ、返済金の交付税算入が50%も入ってくるという。だから、将来の負担を考えたら、大きな起債をするように見えるけれども、その支払いのお金も交付税でずっと入ってくるという、そういうものもありますので、今町長がおっしゃったように、そういうような国施策に合致したようなものでぜひ財政を今後運営をしていっていただきたいと、そのように思うわけでございます。

それでは、質問の第2点目に移ります。

質問の第2点目は、不登校児童生徒の支援体制充実を図れでございませう。

去る11月14日付の新聞各紙の報道によれば、11月13日に本町において総合教育会議が開催され、内灘町における不登校児童生徒の現状と課題等について協議が行われたと報じられておりました。

総合教育会議と聞いても一般の町民の方々にはあまり耳慣れない言葉だと思えますが、この総合教育会議とは、地方自治体の教育行政の大綱を定めている法律に地方教育行政の組織及び運営に関する法律というものがございませうが、これが平成27年度にその一部改正が行われて新たに設置されたものでございませう。地方公共団体の長と教育長及び全ての教育委員を構成員とする協議・調整のための会議体のことございませう。

平成27年度に地方自治体の教育行政を律するこの法律が改正されるに至った経緯は、改正前の法律では地方教育行政を運営する上で不都合な部分が幾つかあったからございませう。

した。

その不都合な部分とは、1つ目には教育委員長と教育長のどちらが責任者か分かりにくかったこと。そして2つ目には、いじめ等の問題が起きてもそれに対して必ずしもこういう体制では迅速に対応ができないということ。そして3つ目には、地域の民意が十分に反映されていないこと等の問題点があったことから、この法律改正が行われたのでございませう。

そうしたことから、この総合教育会議の果たすべき使命は、現状に即して具体的に表現するならば、内灘町長と内灘町教育長と全ての教育委員が十分な意思疎通を図って、内灘町の教育の課題やあるべき姿を共有し、より一層内灘町民の意思を反映した教育行政の推進を図ることを目的としたものでございませう。

このような役割を担う総合教育会議の場において、新聞報道にあったように本町の不登校児童生徒の現状と課題が協議されたことの持つ意義は非常に大きなものがあると思えるのでございませう。

なぜなら、全校生徒数の1割に近い生徒数が不登校状態になっている本町の中学校の現状に鑑みるならば、それらの生徒さんに対する教育支援のさらなる充実とその保護者との緊密な協力関係の確立が本町教育における喫緊の課題であると思えるからございませう。

とはいえ、学校教育における学級、クラスという場を中心とする通常の学校教育の枠組みの外に出てしまった不登校生徒への教育支援は、それぞれ個々の生徒さんのケースに応じた様々な形態での支援が必要であり、それなしには真に実効性のある教育支援を実現することは極めて難しいと思えるからございませう。

一口に不登校生徒と言っても、1つには学校には登校できても教室には入れない生徒さんもいれば、2つには学校には登校できないが教育センター等の学校外の教育施設には通うことができる生徒さんもいる。あるいはま

た3つには、自宅から学習のためにどこにも出られない生徒さんもある等々とその不登校の態様もまた千差万別なのであり、簡単にいくくりにはできないのでございます。それが不登校問題における実効性のある教育支援を難しくしている要因ともなっているのでございます。

こうした不登校生徒の実人数の増加は、受入施設の一つでもある町教育センターの施設狭隘化を必然的にもたらすなど、施設面での対応策も喫緊の課題となっているのではないかと危惧されるのでございます。

さらにまた、そうしたハード面での受入体制の充実と同時に、個々の不登校生徒やその保護者に対する心理、精神面からの支援もまた欠かせないのであり、そのための教師等の支援要員などソフト面の充実も大切なのでございます。

必要とされるハード面での整備にもあるいは人材の配置等でのソフト面での充実を図るには多額な費用がかかることから、不登校対策は教育委員会と町長部局が緊密に協力し合って取り組まねばならない事柄なのでございます。

そのように考えますと、先般の総合教育会議における協議の成果が大いに期待されるのでございます。

そこでお伺いをいたします。

内灘町における現在と将来のまちづくりに大きな責任を負っている町行政と町議会は、同時にまた内灘町の未来を支える大切な存在である不登校児童生徒のための教育支援の充実においても大きな責務を負っていると思います。それゆえ、その課題解決のためには力を合わせて取り組まねばならないと思うのでございます。

そこで、先般の総合教育会議において具体的に何が課題として協議され、またその中で浮き彫りになった不登校児童生徒への教育支援の課題に対して、町当局はどのように認識

し、またこれから具体的にどのような対応をしていきたいと考えているのか、そのお考えをお伺いするものでございます。

○議長【七田満男君】 桐山一人教育長。

〔教育長 桐山一人君 登壇〕

○教育長【桐山一人君】 お答えをいたします。

先日の総合教育会議においては、内灘町内小中学校の不登校児童生徒の現状について報告があり、大きく分けて3つの課題が挙がりました。

1つ目は、内灘中学校における別室登校生徒の増加により、使用している相談室の空調整備及び教職員等の配置についてです。

町としては、相談室の空調設備設置は急務であると考えております。また、教職員の配置については、来年度の県への要望あるいは町単独配置も含め、考える必要があります。

2つ目です。不登校児童生徒を受け入れている教育センター「ステップ」への利用者増加による施設の拡充及び職員の増員についてです。

現在の教育センターは旧企業局を改修したもので、老朽化や手狭なことによる弊害が課題であります。今後は施設の移転、職員の増員を含めて検討してまいりたいと考えております。

3つ目です。教育相談体制の充実についてです。

カウンセリング件数の増加に対応するため、カウンセラーの増員や相談時間の増加等について予算を増額する方向で検討してまいりたいと考えております。

町といたしましては、将来の内灘町を担う子供たちのため、誠心誠意対応してまいります。

以上です。

○議長【七田満男君】 西尾議員。

○3番【西尾雄次君】 ありがとうございます。町の真剣な取組について今伺いまして、非

常にうれしく思うわけでございます。

ただ、これは町長にお願いしなきゃいかんことなんですけれども、通常の学校教育というのは地方交付税制度とか国庫補助制度とかでしっかりと国が財政的にその支援システムが構築されているんですね。

ところが、国のそのそっちのほうの政策の遅れから、全国的に不登校児童がすごく増えているのに、国の制度としてそれが余りにも弱過ぎるんですね。そのために、どの自治体も増えてくる不登校児童生徒に対する対応するのがもう100%町単独事業で対応しなければならないという非常に苦しいところがあって、教育委員会なんかから町に予算要求しても非常に苦しい立場なんですね。

そういうことから、国においてもいつまでもこんなことは放置されてはいないでしょうけれども、しかし、その国の制度が確立される前でもどんどん増えていって、そして入る部屋に困ると、サポートする人の人件費も出ないという、そういう中で本来の学校教育から置き去りにされていっているような状況に対しては、やはりこれは看過できない問題ではないかと思うんですね。

もう本当に10分の1です。大切な10分の1が本来の制度化されたものからスポイルされた状態になって、支援が何もないというのは、これは将来のまちづくりを考えたら大変な損失になりますので、国の制度云々にはかかわらず、一般財源を投じて何とかそのところをいい教育支援体制を総合教育会議でうまく町長と教育委員会が話し合う機会があったと聞いておりますので、その取組について強く要望をいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長【七田満男君】 2番、土屋克之議員。

〔2番 土屋克之君 登壇〕

○2番【土屋克之君】 議席番号2番、公明党の土屋克之と申します。

公明党のキャッチコピーは、「小さな声を聴

く力。公明党」です。これには、全国約3,000人の地方議員と国会議員のネットワークで生活者の声を聞き取り、国政につないで、予算や法律に反映してきた公明党の取組が表現されています。私もその一員として徹して、町民の皆様の声を聴いた上で、質問させていただきます。

本日は、シルバー人材センターのインボイス対応について及び風車撤去費用の消費税還付についての2つの質問をさせていただきます。

1つ目の質問です。

シルバー人材センターのインボイス対応については、令和4年12月会議に一般質問させていただきました。1年前ですが。質問の内容は、センターの会員の皆さんは年間配分金が1,000万円以下の免税事業者になりますが、消費税を払わなくてもいいようにインボイス登録をしないとしなければならないと考える。そうするとセンターは消費税額控除ができなくなり、消費税相当額を新たに負担し、納税する必要があります。

しかしながら、公益法人であるシルバー人材センターは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に定める収支相償の原則により、新たに生じる税を賄う財源がありません。私が懸念している内容に同意していただけるでしょうかというような一般質問の内容でした。

町のご答弁は、「現在、免税事業者である会員が課税事業者の登録を行わなかった場合、インボイス制度の導入後に新たな消費税の負担が発生することになります。したがって、シルバー人材センターの事業運営に大きく影響してくるものと考えております。」でした。

ここで質問です。やはり会員さんはインボイス登録をしないままに令和5年10月1日からインボイス制度が始まってしまいました。センターの新たな消費税の負担について、何

か対策を検討されたのか教えてください。よろしくをお願いします。

○議長【七田満男君】 宮本義治都市整備部担当部長。

〔都市整備部担当部長 宮本義治君 登壇〕

○都市整備部担当部長【宮本義治君】 ご質問にお答えいたします。

内灘町シルバー人材センターの対応としましては、本年10月1日より業務の発注者が支払う事務費を9%から11%に引き上げ、シルバー人材センターが納付する消費税の財源を確保し、事業の継続、発展につなげていきたいとの報告を受けております。

以上です。

○議長【七田満男君】 2番、土屋克之議員。

○2番【土屋克之君】 ちょっと聞き漏れしたんですけど、もう既に料率を上げると決定がされているということですね。請負契約の金額が上がるということですね。

そうすると、その金額によって新たな消費税の負担を賄うということになるわけですね。

現在、インボイス制度に対して6年間は仕入税額相当額の一定割合を控除可能な経過措置が設けられておりますので、それではこの段階でその率が増えた分での消費税が賄えるかどうかはちょっと分からないとしても、経過措置の段階別に令和7年度及び令和10年度、経過措置が終了した令和12年度以降、毎年毎年、一体幾らセンターさんがこれまでよりも消費税の納付をしなければならないか、このご負担額を3期、ちょうど経過措置の段階的なものの順番で3段階で教えていただけますか。

最後の数字はずっとその消費税が増えることになりますので、特にお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長【七田満男君】 宮本義治都市整備部担当部長。

〔都市整備部担当部長 宮本義治君 登壇〕

○都市整備部担当部長【宮本義治君】 ご質問

にお答えいたします。

内灘町シルバー人材センターの消費税負担額の激変緩和経過措置における段階別の負担額は、令和4年度の決算ベースにおきますと80%控除が受けられます令和7年度は約80万円、50%控除が受けられます令和10年度は約200万円でございます。

また、経過措置が終了すると負担額は約400万円になる見込みとシルバー人材センターのほうから伺っております。

以上です。

○議長【七田満男君】 2番、土屋克之議員。

○2番【土屋克之君】 分かりました。

収支は令和4年度基準ということでそう変わるものじゃないので、多分、令和7年度が80万円の追加の納税が発生する。令和10年度が200万、令和12年度からも毎年毎年400万円の納税が増えてくると。

今まで払わなくてよかったお金がこれだけ増えてくるということで、今部長さんおっしゃった請負金額が増えた分で賄えるのかどうかというのは多分試算はしてると思うんですが、とても金額的に大きいなと感じています。

令和4年12月会議でも言いましたが、シルバー人材センターはシルバー世代が仕事や社会奉仕活動等を通じて生きがいのある生活を送って、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会に貢献することを目的としている大事な公共的、公益的な団体です。そこに働く方々の生活費についてですが、定年退職後、いわゆるシニアライフを過ごすために必要となるお金は年々増加傾向にあります。医療費の増加や物価の上昇と厳しい経済状況です。

また、私は実際に議員になって約4年間の間に10人を超える方々の定年退職後の就労相談を受けてまいりました。特にこの問題に関心あるのはこういった理由からなんです。

では、そのほかのセンターはどのように考えているのでしょうか。全国1,340団体があるんですが。

全国1,340団体のうち、数件のホームページを見ると次のような文章が多く見られます。

代表して川越市シルバー人材センターの文章を紹介すると、「シルバー人材センターでは、この新たな納税コストについては、発注者と料金の値上げの交渉を行うほか、一層の業務効率化を図るなどで、会員の皆様の配分金に影響しないようにご尽力いたします。しかしながら、そのことで仕事が激減、激少したり、シルバー人材センターの経営が厳しくなることも懸念されます。今後の状況によっては、会員の皆様にご協力をお願いする場面があるかもしれませんので、その際はご理解賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。」とあります。

このままでは請負金額の値上げや配分金の減額が予想されます。現にそのように進んでいるということでしたので、私の考えとちょっと今の言葉は後追いになってしまいますが。

つまり、センターの売上げの減少や会員離れが予想されるのではないかと、そういう懸念がともあります。

一方で、総務省の統計資料に65歳以上の夫婦のみの無職世帯と65歳以上の単身無職世帯の家計収支という何か面白いデータがありましたので、面白いというか興味深いデータがありますので紹介します。

1か月当たりの収入と支出の平均値を求めて、次のように試算されています。夫婦の場合、社会保障給付、つまり年金収入等のみでは1か月3万5,574円の不足とあり、単身の場合、社会保障給付、つまり年金収入等のみでは1か月2万2,745円の不足とあります。もう実際に生活している方から集計した数字です。

この不足を補うためには、センターの状況について現状維持が不可欠と考えておりましたが、もう既に請負金額上げているということとでちょっとびっくりしてはおるんですが。

そこで、令和4年12月会議でも言いましたが、同様にちょっと私の考えを述べさせてい

ただきますと、センターが町から直に請け負う草刈りその他を新聞記事のように——当時政府案として新聞記事が出たんですが、そのようにセンターが介して、町と会員さんが実質的に契約を結び、その会員さんを町専属とするならば町の一般会計は消費税の申告義務がないですし、センターの税負担も軽減されますし、会員の皆さんは租税特別措置法第27条（家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例）という何かちょっと難しいものを使えるのではないかと考えます。

ちょっと荒っぽい計算ですが、今のまま経過措置が終了すると、センターの売上高が、令和4年度、約5,500万円なので、110分の10、消費税を洗い出すと約500万円の消費税を納付しなければなりません。先ほど400万とおっしゃっていましたが、そのような話なんです。

町への売上げがその約5,500万円のうち2,500万円と仮定し、差し引いた残りの従来どおりの営業分であるセンターの売上高が約3,000万円ならば、消費税の計算の簡易課税制度を選択することにより消費税の納付額は約130万円となります。町からセンターへの補助金を約130万円増額したとすれば、何か全て丸く収まるというか、センターさんも会員さんも守られるんじゃないかなって考えたのですが、細かい話ですがご教授お願いします。

○議長【七田満男君】 宮本義治都市整備部担当部長。

〔都市整備部担当部長 宮本義治君 登壇〕

○都市整備部担当部長【宮本義治君】 ご質問にお答えいたします。

今ほど土屋議員さんのほうからご提案がありましたけれども、現在、国におきましてシルバー人材センターの契約形態を見直すことを検討していると伺っております。

町といたしましては、今後の国の動向に注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長【七田満男君】 2番、土屋克之議員。

○2番【土屋克之君】 分かりました。

インボイス制度はもう始まっております。たくさんの方々が納税しなかった者が納税者となって、大変な声が町中から聞こえてきております。

やっぱりシルバーさんはその最たるもので、とても問題を抱えていると思っていて、やはり問題の先送りというのは現状ではよくないと思っております。町とセンターの事務負担の増加などを鑑みて私の案が問題が少ないようでしたら何とぞご検討していただきたいなど、こんなふうに思っています。

もう一つ質問があって、通告では町の売上げ分2,500万円を仮定して、それを会員さんと町との契約にするという話、もしそれが実行するとすればどれぐらい消費税安くなりますかという質問があったんですが、それは割愛させていただきます。

以上で1つ目は終わります。

2つ目の質問です。

令和5年9月に決算特別委員会から令和4年度決算に対する指摘事項が出されました。その中の一つに、「風力発電施設が停止して長期間経過している。毎年の維持費もかさんでいることから、早急に結論を出すべきである。撤去するにしても概算で風車本体2億円、避雷塔2億円、合計で約4億円という膨大な費用を要することから、極力費用が少なくなるような工法等を検討すること」とあります。

私は、撤去しか道がないとしても、撤去費用について新エネルギー事業特別会計の独自資金調達を望みます。残念ながら、こういうことのための積立金はない状況ですが、何とかやっぱり特別会計で賄うべきと考えます。

例えば風車本体を撤去したとしても、基礎が残っている。基礎を残して20年前と違って進歩した風車を取り付ける民間業者等はいないものでしょうか。

そうすれば、基礎の賃貸料を長期財源とし

て銀行から借入れをして、風車本体の撤去費用が捻出できます。そんな簡単な絵に描いたようなことはすぐにはできないとは思いますが、検討の余地がないか聞かさせていただきませんか。よろしく願いいたします。

○議長【七田満男君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 土屋議員のご質問にお答えいたします。

風車の再稼働につきましては、これまでも複数の事業者から問合せもありました。しかしながら、採算性を確保するためには現状よりも大きな風力発電が必要となることから、現在の場所での更新等は難しく、進展に至りませんでした。

現在の風力発電施設は、既に設備の耐用年数を超えていることもあり、町では撤去も含め検討しているところであります。

したがって、風車の更新を前提とした基礎を残し賃貸することは困難なものと考えております。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 2番、土屋克之議員。

○2番【土屋克之君】 困難なもの後にこの質問してもどうなのかなと思ったんですが、ちょっと昔から、4年前から気になっていまして言わせてください。

もしやそういうことが可能とすれば、4年前、令和元年9月会議でも言いましたが、将来、風車の大修繕を予定しており、消費税の還付が期待できるときは免税事業者であるならば消費税課税事業者選択届出書を提出して課税事業者となることを選択し、また簡易課税方式を採用しているのであれば消費税簡易課税制度選択不適用届出書を提出して、原則課税方式を選択しておく必要があります。

届出することによって消費税が還付されるかもしれないという節税の思いが少し巡ったので言わせていただきましたって4年前に、消費税の8%から10%に上がるときの駆け込

み需要について質問したときに巡った私の思いだったんですが。

そのときのもやもやとしたものを解決すると言ったら失礼になるかもしれませんが、思いとして質問させてください。

2億円には約1,800万円の消費税が含まれています。もし土台を残して風車を民間の人が建てたい、賃貸料が発生したとして、もし基礎の賃貸料を長期財源として借入れし、風車本体を撤去したとして、さらに撤去時のスクラップを売却し、雑収入が計上されたならば、その約1,800万円の消費税が還付されると思われれます。このような考えをなされたことがないか教えてください。

制度的なことで申し訳ないですが、よろしくをお願いします。

○議長【七田満男君】 中川裕一町民福祉部担当部長。

〔町民福祉部担当部長 中川裕一君 登壇〕

○町民福祉部担当部長【中川裕一君】 お答えいたします。

町では、撤去も含め、かかる費用について検討を行っております。しかしながら、現在、詳細についてお示しする段階には至っておりません。

議員からご指摘ありました消費税の還付については、風車の撤去費用等の予算を計上する際には検討してまいります。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 2番、土屋克之議員。

○2番【土屋克之君】 私もちよつと興味深く、でっかい消費税ですので世間中の法人が当たり前のように預かった消費税、売上げに含まれている預かった消費税から支払った消費税を引いたものを納税する。それが三角なら、マイナスなら当然還付するという当たり前のように法人が動いているので、うちだけ戻らんというのが何かしゃくに障ったのでしつこく言ったわけなんです。

私も金沢税務署さんに見解を伺ってきたん

ですが、担当者直接でないピンポイントのお答えはできないということで、質問を変え、品変え質問してみて、この質問に、この一般質問の内容に至ったわけですけれども、ぜひ節税、無駄のないようなお考えを示していただければと思います。

以上で2つの質問の臨機応変のご検討をお願いしまして、質問を終わります。

○議長【七田満男君】 これにて一般質問を終了いたします。



○散 会

○議長【七田満男君】 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日8日から13日までの6日間は、議案調査及び議案委員会審査のため休会にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【七田満男君】 ご異議なしと認めます。よって、明日8日から13日までの6日間は休会とすることに決定いたしました。

なお、来る14日は午後1時から本会議を開き、各委員長の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後2時41分散会